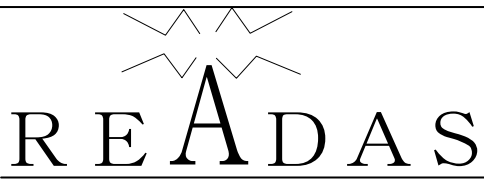


第 4673 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月21日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ グループ会社共催のパーティー費用

**Q**：当社は、このたび新製品発表パーティーを開催する予定ですが、その費用の一部を子会社にも負担させようと思っています。この場合の取扱いはどうなりますか？

**A**：実際に費用を負担した会社の交際費等として取り扱われます。

### 【解説】

交際費課税は、その支出方法、名義のいかんを問わず、実質的に会社が負担したものを交際費等として取り扱うこととしていますので、たとえば、2以上の会社が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担したという場合であっても、その費用を分担したそれぞれの会社が交際費等の支出をしたものとして取り扱われることとされています。

したがって、ご質問のように、親会社の子会社等とパーティーを共催する場合において、親会社が幹事会社になり、子会社等にその費用を負担させる方法をとっているときは、その子会社が支払う負担金は、その子会社の交際費等として取り扱われることとなります。

ただし、この場合には、次の点に注意する必要があります。

- ①子会社が負担する行為、負担方法、負担額に経済的合理性があること
- ②共同でパーティーを行うこと及びその方法について当事者間で事前協議がなされていること

